市内事業者の皆さまへ

日野市中小企業者 事業継続支援金

市内事業者の事業継続を支援



中東情勢の緊迫化によるナフサ不足等の影響を受ける市内事業者を支援します

この支援金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています

支 給 額

法人
1 事業者当たり
30万円

個人事業主
1 事業者当たり
15万円

申 請 期 間

セーフティネット保証5号認定申請
令和8年4月1日～令和8年12月18日

支援金申請
令和8年11月2日～令和8年12月28日

申請には<u>セーフティネット保証5号の認定</u>が必要です

申請の流れ

セーフティネット保証5号の申請・認定 ▶ 支援金の申請 ▶ 審査・支給決定 ▶ 指定口座へ振り込み

支援金の申請は 1 事業者につき 1 回限りです。

対象要件・申請書類は、裏面をご確認ください。

主な対象要件

以下をすべて満たす事業者が対象です。

- ☑ 市内に本社または事業所を有する法人、または市内に事業所を有する個人事業主
- ☑ 令和8年4月1日～令和8年12月18日にセーフティネット保証5号の申請を行い、事業を継続していること
- ☑ 支援金申請時点で、納期が到来している市税を滞納していない
- ☑ 営業に必要な許認可を取得している
- ☑ 風俗営業、暴力団関係者、再生・更生手続中の事業者などに該当しない

セーフティネット保証5号の主な要件

- 業種 経済産業省が指定する業種に属している
- 通常の場合 最近3か月の売上高が前年同期比5％以上減少
- 創業者の場合 最近1か月の売上高が直前3か月の平均売上高等と比較して5%以上減少

※指定業種や認定要件の詳細は市HPをご確認ください。

※原油高要件・営業利益率による比較を用いる場合は産業振興課へお問い合わせください。

市HP
（セーフティネット保証5号）▼

申請方法

①セーフティネット保証5号認定申請
➡日野市産業振興課窓口

②支援金申請
➡原則、電子申請

申請フォーム▶

主な申請書類

- ☑ ①日野市中小企業者事業継続支援金支給申請書兼請求書
- ☑ ②セーフティネット保証5号認定書の写し
- ☑ ③日野市内に事業所があることを確認できる書類の写し（コピー）（法人市民税申告書の控え、市税の納税証明書など）
- ☑ ④法人であることがわかる書類の写し（コピー） ※（履歴事項全部証明書など）
- ☑ ⑤（個人事業主の場合）個人事業の開業届の写し
- ☑ ⑥前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
 ※日野市で5号認定を受けている場合は、上記②～⑤については省略可

お問い合わせ

日野市中小企業者事業継続支援金コンタクトセンター

受付期間 令和8年11月2日～令和8年12月28日
午前9時～午後5時

050-3669-2463
support@hino.civic-portal.jp

ホームページ